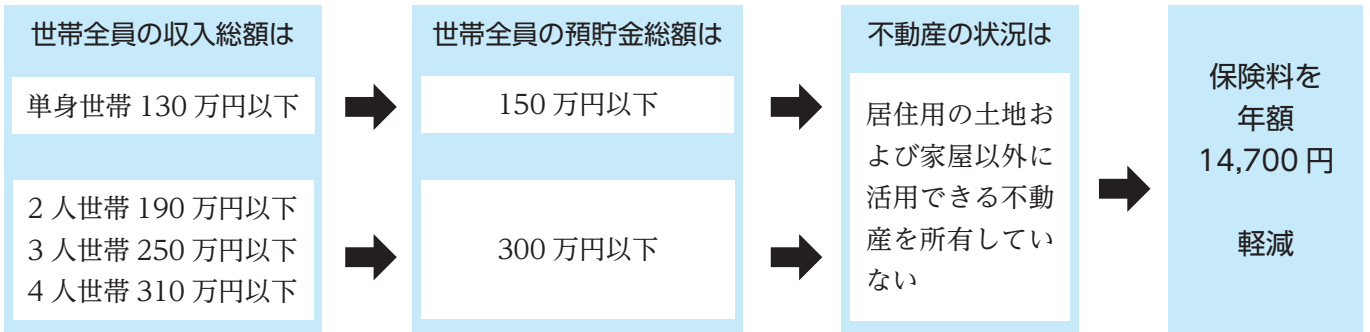


介護保険料軽減に該当しませんか？

平成 28 年度における介護保険料が第 2・第 3 段階で、次の要件に該当する方は、申請により介護保険料が軽減されます。また、市民税未申告の方も、申告により介護保険料が変更になる場合があります。



申請に必要なもの

- 本人の印鑑
- 平成 27 年中（1 月～ 12 月）の世帯全員の収入がわかるもの（年金の支払通知書、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し）
- 世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
- 平成 28 年度介護保険料納入（納付）通知書（7 月上旬頃発送予定）



申請先

7 月 15 日（金）から、市高齢介護課、北村・栗沢支所保健福祉課で。

なお、申請した月の翌月に、軽減の決定内容（非該当も含む）をお知らせします。

介護保険負担限度額認定の要件が変わります

平成 28 年 8 月より、食費・居住費の限度額は、非課税年金（遺族年金や障害年金などの市民税のかからない年金）を含めた収入で判定することになります。

対象要件
次の要件を全て満たす方

- 平成 28 年度市民税非課税世帯
- 配偶者（世帯外も含めて）が平成 28 年度市民税非課税
- 預貯金など（有価証券、投資信託を含む）が単身の場合 1 千万円以下、夫婦の場合 2 千万円以下

はい

新設

非課税年金を含めた年金収入と合計所得金額が 80 万円以下の方

いいえ

≪第 2 段階≫食費・居住費の限度額

部屋代		食費
多床室		370 円
従来型個室	特別養護老人ホームなど	420 円
	介護老人保健施設、介護療養型医療施設など	490 円
ユニット型準個室		490 円
ユニット型個室		820 円

≪第 3 段階≫食費・居住費の限度額

部屋代		食費
多床室		370 円
従来型個室	特別養護老人ホームなど	820 円
	介護老人保健施設、介護療養型医療施設など	1,310 円
ユニット型準個室		1,310 円
ユニット型個室		1,310 円

問合先 市高齢介護課